

**改正**

令和2年3月19日条例第7号

佐世保市立看護専門学校運営委員会条例

(趣旨)

**第1条** この条例は、佐世保市附属機関設置条例（平成30年条例第40号）第2条第1項の規定により設置される佐世保市立看護専門学校運営委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

**第2条** 委員会は、次に掲げる事項について審議するものとする。

- (1) 佐世保市立看護専門学校（以下「学校」という。）の運営に関すること。
- (2) 学校評価に関すること。
- (3) その他市長が必要と認める事項に関すること。

(委員)

**第3条** 委員会は、委員6人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学校と関係のある者（学校以外の者に限る。）で市長が適当と認めるもの
- (2) 学校長

(委員の任期等)

**第4条** 委員の任期は、3年以内とする。ただし、任期中であってもその本来の職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員長)

**第5条** 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、

その職務を代理する。

(会議)

**第6条** 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(会議の公開)

**第6条の2** 委員会の会議は、公開とする。ただし、委員会において必要があると認めた場合は、非公開とすることができる。

(意見の聴取等)

**第7条** 委員会は、必要に応じ委員以外の者に、会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

**第8条** 委員会の庶務は、保健福祉部において処理する。

(委任)

**第9条** この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(佐世保市附属機関設置条例の一部改正)

2 佐世保市附属機関設置条例（平成30年条例第40号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

**附 則**（令和2年3月19日条例第7号）

この条例は、公布の日から施行する。